

千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市を美しくする会が環境の美化、緑化の推進、地域住民の連帯意識の高揚等を図るために行う千葉市を美しくする運動推進事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「千葉市を美しくする運動推進事業」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 環境美化推進事業
- (2) 緑化推進事業
- (3) 連帯意識高揚推進事業
- (4) 健康増進推進事業
- (5) その他市民参加を推進する事業

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象経費は、前条第1号から第5号までに掲げる事業に要する経費で、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金額は、前項に掲げる補助対象経費の2分の1を上限とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、千葉市を美しくする運動推進事業補

助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市を美しくする運動推進事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第7条 規則第13条の規定による通知は、千葉市を美しくする運動推進事業補助金確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付の請求）

第8条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市を美しくする運動推進事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第9条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市を美しくする運動推進事業補助金決定取消通知書（様式第7号）によるものとする。

（返還命令）

第10条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市を美しくする運動推進事業補助金返還命令書（様式第8号）によるものとする。

（補 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費は、第3条に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

経費項目	内 訳
報償費	講師への謝礼又は人件費等
旅 費	構成員の移動費用、講師の招へい旅費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、切手代、手数料、保険料等
委託料	会場設営費、警備費等
賃借料	施設利用料、機器借上料等
その他	上記以外で、市長が必要であると認めたもの

年 月 日

千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付申請書

千葉市長

様

申請者

住所

団体名

代表者

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度千葉市を美しくする運動推進事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容		
交付を受けようとする 補助金の額		円
補助金交付の希望時期		年 月 日
補助 事業の	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約 4 会員名簿 5 その他市長が必要と認める書類	

千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付決定通知書

様

年 月 日付け申請のあった千葉市を美しくする運動推進事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

補助事業の交付決定額	円
補助金交付の予定時期	年 月
交付条件	千葉市補助金等交付規則及び千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市を美しくする運動推進事業実績報告書

千葉市長

様

補助事業者

住 所

団 体 名

代 表 者

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉市を美しくする運動推進事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助事業の経費精算額	円
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類

千葉市を美しくする運動推進事業補助金額確定通知書

様

年 月 日付け千葉市を美しくする運動推進事業実績報告書により、
年度千葉市を美しくする運動推進事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金
等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
その他記載事項欄	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付請求書

千葉市長

様

補助事業者

住 所

団 体 名

代 表 者

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市達 第 号により補助金額の確定があった補助金の交付を、次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補助金の確定額	円
交付請求額	年 月 日交付 円
添付書類	1 千葉市を美しくする運動推進事業補助金額確定通知書の写し 2 その他

年 月 日

千葉市を美しくする運動推進事業補助金一括（分割）事前交付請求書

千葉市長

様

補助事業者

住 所

団 体 名

代 表 者

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定があつた補助金の交付を、次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補助事業の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
今回交付請求額	円
添付書類	1 千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付決定通知書の写し 2 その他

様

千葉市を美しくする運動推進事業補助金決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した補助金交付決定の
(全部・一部)を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項に
おいて準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取り消しの理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市を美しくする運動推進事業補助金返還命令書

千葉市補助金交付規則第 18 条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。